

伴林光平筆大和義拳の檄文

今度此表勤王之儀相唱候処、素より御由緒深き郷中早速一同奮起候段満足ニ候、依而当地をもて本城と相定候、然処、姦賊共

天朝を壅閉し、遂ニ夷狄之術中ニ落入り、己か姦意をもて

勅旨と申成し忠良を効尽さむと欲す、おそれおほくも

聖軀如何と畏ミ奉ることに候、有志の者一日片時も安眠すへき時にあらず、仍而速に進発矢玉を避けず、遠近相唱逆徒を誅し、忠良をたすけ人民を安むし、叡慮を慰め奉りたく候、郷中一致相守可レ申、若敵方に相通し候ものは勿論、異論有レ之候ものは老輩相談し、速ニ罪状相糺嚴科に処すへし、尚他日打登候節賞罰正敷取行ふべきもの也、

文久三亥年九月（花押）

十津川郷士中